

東京大学の学生・教職員のみなさまへ

4月6日（月）に発表された政府の非常事態宣言予告、および東京都の緊急事態措置案を受け、東京大学も新型コロナウイルス感染者の急速な増加傾向に歯止めをかけるべく、キャンパスにおける活動制限をさらに厳格化いたします。

具体的には、「[新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針*](#)」（2020年4月3日発表）を4月8日（水）からレベル3（制限一）に引き上げます。

レベル3では、みなさまに以下の制限のご協力をお願いします。

1. 研究活動については、以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）の研究室立ち入りのみを許可します。研究室内で1人だけの実験・作業は禁止します。
 - （1）中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ
 - （2）進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ
 - （3）生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ
2. キャンパスへの入構は、守衛のいる門のみ開き、身分証の提示と入構記録が必要です。
3. 学内会議は引き続きオンライン会議のみとします。
4. 授業については引き続きオンライン講義のみです。
5. 学生の課外活動は引き続き全面禁止です。

以上、いずれも東京大学および社会の安全を確保するための極めて重要な措置です。指針に合った行動をお願いします。また、緊急事態宣言及び措置案ではキャンパス内での行動制限だけでなく、日常生活においてもさまざまな自粛要請がなされていますので、これにも従っていただくようお願いいたします。

令和2年4月7日

東京大学 新型コロナウイルス対策タスクフォース座長
理事・副学長
福田 裕穂